

## 質問書に対する回答

(件名) 東京湾アクアライン連絡道 金田高架橋耐震補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書23-2-1(2) 施工方法、設計図613・ 615・617	設計図における土質柱状図ではN値25以上の施工箇所が見受けられますが、特記仕様書記載の施工方法には補助工法に関する記載がありません。補助工法が必要になった場合は設計変更と考えてよろしいでしょうか？	監督員が必要と認めた場合は、別途協議対象となります。
2	設計図622・623	設計図にパイルランナーによる施工との記載がされていますが、鋼矢板コーナー部はパイルランナー移動が出来ません。パイルランナー以外の移動手段が必要となった場合は設計変更と考えてよろしいでしょうか？	貴社の施工計画に基づき、必要な費用を当社から計上してください。